

令和4年第3回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第7号 (降壇)
- 2 議案第55号～議案第63号
- 3 諮問第1号～諮問第2号 (降壇)

令和4年8月31日提出

伊佐市長

令和4年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第7号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、木ノ氏公民館敷地から消防団員が消防車両を国道へ後退させた際、後方に停車していた相手方車両の荷台に接触したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に9万8,500円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上で報告第7号の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第55号から議案第63号まで並びに諮問第1号及び諮問第2号について説明申し上げます。

まず、議案第55号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費について所要の措置を講じたものであります。

衛生費につきましては、令和4年10月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,101万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億7,791万2千円とするものであります。

次に、議案第56号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、市議会議員及び職員の期末手当等に要する経費について減額の措置を講じております。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費について新たに措置したほか、新庁舎建設に伴う測量設計に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、大口元気こころ館の館内改修及び駐車場の測量設計に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、子宮頸がんワクチン接種等に要する経費について追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、広域農道の舗装補修に要する経費について新たに措置し、治山に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、買い物弱者対策として、移動販売事業者への支援に要する経費について新たに措置し、土木費につきましては、大口駅国ノ十線の舗装補修に要する経費について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、第14分団及び第15分団の統合による詰所新設工事等の測量設計に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、各種点検で指摘があった各小学校の改修工事等に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、令和4年7月の大雨による災害の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰越金及び諸収入をもって充当し、繰入金及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,758万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億9,550万円とするものであります。

このほか、地方債において、公共事業等ほか5事業について限度額を変更する措置を講じ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第57号「令和4年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、国民健康保険税の過誤納還付金に要する経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,322万8千円とするものであります。

次に、議案第58号「令和4年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,176万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,166万7千円とするものであります。

次に、議案第59号「令和4年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,550万5千円とするものであります。

次に、議案第60号「令和4年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、公債費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,922万7千円とするものであります。

次に、議案第61号「令和4年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において水道事業収益に12万円追加し、収益的収入の総額を3億6,270万8千円とし、支出において、水道事業費用から196万9千円減額し、収益的支出の総額を3億4,017万9千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入に4,000万円追加し、資本的収入の総額を1億8,561万7千円とし、支出において、資本的支出に425万6千円追加し、資本的支出の総額を2億7,883万6千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,321万9千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第62号「伊佐市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、大口リサイクルプラザの資源化施設及び粗大ごみ処理施設の廃止並びに施設の名称を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号「令和3年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度の未処分利益剰余金1億2,918万8,224円のうち、5,500万円を減債積立金に積み立て、7,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります蓮池洋久氏及び飯田昭彦氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

蓮池氏及び飯田氏は共に、令和2年から人権擁護委員を務めておられ、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案9件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———